農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領

制定 平成30年3月30日付け29農振第2690号 最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2345号

各地方農政局長 国土交通省北海道開発局長 内閣府沖縄総合事務局長 北海道知事



農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、農地中間管理機構関連 農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務 次官依命通知。以下「要綱」という。)によるほか、この要領に定めるところによ る。

第2 事業の内容

- 1 要綱第2の1の農地整備事業に係る運用は、別紙1によるものとする。
- 2 要綱第2の2の実施計画等策定事業に係る運用は、別紙2によるものとする。
- 3 要綱第2の3の農村環境計画策定事業に係る運用は、別紙3によるものとする。

第3 採択要件

要綱第2に掲げる事業の採択要件については、別紙1から別紙3までに定めるところによるものとする。

第4 事業の審査

要綱第7の2の審査については、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがある こと。
- 3 食料・農業・農村基本計画又は地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 農地の排水条件等に沿った整備であること。
- 5 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 6 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 7 用水及び排水の計画基準が適正であること。
- 8 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。

9 地域の環境との調和に配慮されていること。

第5 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」(平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知)に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、 農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれ かを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに要綱第7に規定する 事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限 りではない。
- (1)停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
- (2)農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第6 その他

- 1 事業の推進に当たっては、事業の施行に係る地域における各都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区は、農地中間管理機構(以下「機構」という。) 等との十分な連携のもと、これまでに蓄積されてきた知識、経験等を活用しつつ、地域の合意形成、事業の推進体制構築、農地の権利調整等に積極的に参画するものとする。
- 2 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条の2第6項第1号(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第22条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)から第3号までのいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項(法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)において準用する法第87条第5項の規定による事業計画を定めた旨を公告した日(以下「事業計画公告日」という。)から、工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する行為をした場合には、補助金の返還措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げるときを除く。
- (1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項の規定による告示(他

- の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるもの を含む。)に係る事業の用又は本事業の計画において予定する用に供する場合
- (2)事業施行地域内農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。)が補助金を返還させないことを相当と認める場合
- (3) 法第91条の2第6項第1号のハに該当する場合であって、次に掲げる全ての条件を満たす場合
 - ア 当該農地について、引き続き、次に掲げるいずれかを満たすこと
 - (ア)事業計画を定めた旨を公告した日以降において、農地中間管理権の設定期間及び機構に農業の経営又は農作業の委託をした期間の合計が15年以上あること
 - (イ)機構により所有権が取得されること
 - イ アの各期間が連続していること又は地方農政局長等が補助金を返還させ ないことを相当と認めること
- (4)上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して(北海道にあっては 農村振興局長が)特にやむを得ないと認める場合
- 3 2により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、次の方法により難い場合には、地方農政局長等は、地域別農地の等級別等により、事業施行地域内農用地に格差を設けて返還額を定める方法とすることができる。なお、返還対象補助金は、工事の完了後の総事業費を基礎とし、総事業費の確定をもって一時に全額返還することとする。

補助金返還額=A×C/B

ただし、A:返還対象補助金の総額

B: 事業施行地域内農用地の総面積

C: 法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する 行為の対象となった土地の面積の総和

- 4 別紙1から別紙3までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁 的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 5 別紙1の別表の区分1の事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定 盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定さ れる「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の 堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基 づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9の5の改正規定については、令和5年5月26日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この通知による改正後の第4の3及び4並びに別紙1の第5の1の(4)及び別記様式第5号の4については、令和6年度以降に本事業の実施に向けた計画策定に着手する地区(別紙2に定める実施計画策定等事業又はこれに類する事業を行う地区をいう。)又は令和9年度以降に採択する地区について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。
- 2 別紙1第7の規定にかかわらず、別紙1第3の1の(2)の事業について令和 6年度採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和6年10月末日 までとする。

附則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の別紙1の第2の3について、令和6年度以前に要綱第7の申請が行われた地区については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知による改正後の別紙1に規定する農地整備事業について、市町村が事業実施主体となり、又は、改正後の別紙1第5の2(2) イ若しくはウのうち麦・大豆等の作付に係る要件に該当し、令和7年度採択を希望する場合、事業採択申請書等の提出期限は、別紙1第7の1(1) 又は2の規定にかかわらず、令和7年10月末日までとする。
- 4 この通知による改正後の別紙2第5の1(4)に規定する地区において、実施

計画策定事業又は経営体育成促進換地等調整事業の令和7年度採択を希望する場合、事業採択申請書等の提出期限は、別紙2第6の1の規定にかかわらず、令和7年10月末日までとする。